

子教第3220号
令和2年3月9日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育局支援部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業に係る対応について（通知）

標記の件については、令和元年2月28日付け県教育委員会教育長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」により、臨時休業を行うようお願いするとともに、「児童・生徒の居場所」としての学校の活用について特段の配慮をお願いしました。

同通知の発出から約1週間が経ち、県教育委員会では、これまで各市町村教育委員会や県福祉子どもみらい局等と情報を共有する中で得られた、現在の課題と今後の対応について別添のとおり取りまとめました。

ついては、本通知の趣旨及び内容を踏まえ、何よりも幼児・児童・生徒の安全・安心を確保する観点から、貴教育委員会及び貴所管の各学校における御対応について、より一層の充実を図るようお願いいたします。

また、別添写しのとおり、令和2年3月6日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から「『学校の臨時休業の実施状況、取組事例等について【令和2年3月6日時点】』の送付について」の事務連絡がありました。貴教育委員会での対応に際し、御活用くださるよう併せてお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、県教育委員会の対応について、今後も随時連絡します。

<添付文書>

- 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業に係る課題と対応について
- 別紙1 学習及び学習評価について（学校向け参考）
- 別紙2 学習及び学習評価について（児童・生徒、保護者向け参考）
- 別紙3 児童・生徒の心のケア、いじめや偏見等の防止について（学校向け参考）
- 別紙4 児童・生徒の心のケア、いじめや偏見等の防止について（児童・生徒、保護者向け参考）

問合せ先
子ども教育支援課
教育指導グループ 本間
TEL 045-210-8217
小中学校生徒指導グループ 長田
TEL 045-210-8292

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業に係る課題と対応について

県教育委員会では、これまで各市町村教育委員会や県福祉子どもみらい局等と情報を共有する中で得られた、現在の課題と今後の対応について、次のとおり取りまとめました。

各市町村教育委員会においては、添付した別紙1から別紙4も参考とし、対応の充実を図るようお願いします。

項目	○課題 ▶今後の対応
1 改めての臨時休業の趣旨の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域等からの情報を踏まえ、児童・生徒に対し、感染拡大防止のための臨時休業であることや、人の集まる場所等への外出を避けること等について、改めて指導徹底することが必要。 ○ 地域における児童・生徒の安全確保について、関係機関や地域との連携・協働が必要。 ○ 児童・生徒の感染防止のための健康管理や健康状況の把握等について、保護者等との継続的な情報共有が必要。 ▶ 学校や教育委員会のホームページ、また、各家庭の実情に配慮しつつ、電話連絡や保護者配信メール、家庭訪問等により、継続した注意喚起や情報共有等を行うこと。 ▶ 今後、必要に応じて、感染防止に配慮したうえで登校日（分割登校なども含む）を設定することも考えられること。 ▶ 学校の臨時休業に係る措置状況等を、警察や少年補導員、青少年指導員や民生・児童委員、自治会等とも共有し、地域パトロールを実施するなど、地域における子どもの安全見守りを行うこと。
2 学習及び学習評価について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒への学習課題の追加提供等について、学校全体での検討・準備が必要。 ○ 授業の減少に伴う未指導の内容について整理をし、次年度を含め再開後の授業等での補充的な学習計画について検討・準備が必要。 ○ 今年度末の学習評価・評定について、全教職員で考え方を共有したうえで適切に行うことが必要。通知表の作成・配付も同様。 ○ 臨時休業に伴う学習及び学習評価について、児童・生徒や保護者の不安を踏まえ、分かりやすく丁寧に説明することが必要。 ▶ 学習課題等に係る情報提供について、学校や教育委員会のホームページ、また、各家庭の実情に配慮しつつ、電話連絡や保護者配信メール、家庭訪問等により、継続して行うこと。 必要に応じて、感染防止に配慮したうえで登校日（分割登校なども含む）を設定することも考えられること。 ▶ 学習及び学習評価について、教育委員会は、文部科学省のQ&A等を踏まえ、本通知の別紙1を参考として、学校に指導助言を行うこと。 ▶ さらに、学校や教育委員会は、本通知の別紙2を参考として、ホームページ、または文書等により、児童・生徒や保護者に分かりやすく丁寧に説明すること。

<p>3 児童・生徒の心のケア、いじめや偏見等の防止について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症や臨時休業における生活等について、児童・生徒の不安が高まっていることが考えられることから、心のケアの充実が必要。 ○ 新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見等の防止について、より一層の注意喚起が必要。 ➤ 教育委員会は、本通知の別紙3を参考として、学校に改めて注意喚起や指導助言を行うこと。 ➤ さらに、学校や教育委員会は、本通知の別紙4を参考として、ホームページ、または文書等により、児童・生徒や保護者に啓発や指導・支援を行うこと。
<p>4 「児童・生徒の居場所」について</p>	<p>(1) 学校における受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者が仕事で休めない場合に自宅等で一人で過ごすことが難しい小学校低学年の児童や特別支援学級の児童・生徒等に対し、個々の事情に応じて、「児童・生徒の居場所」としての学校の活用を行うことが必要。 ○ 学校での受入れが必要な状況を見逃していないか、児童・生徒が自宅等で安全に過ごせているかなどについて、確認することが必要。 ➤ 「児童・生徒の居場所」としての学校の活用を、積極的かつ柔軟に行うこと。その際には、感染防止のための配慮を行うこと。 ➤ 「児童・生徒の居場所」としての学校の活用について、保護者に改めて周知するとともに、各家庭の実情に配慮しつつ、電話連絡や家庭訪問等により、児童・生徒一人ひとりの安全確認を行うこと。 <p>(2) 「放課後児童クラブ」等への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童クラブ等の延長に伴い、クラブへの人的支援や、学校の施設活用が求められていることを踏まえ、より積極的な協力が必要。 ➤ 学校や教育委員会は、文部科学省及び厚生労働省の通知等を踏まえ、各市町村の担当部署と連携を密にし、より積極的かつ柔軟な協力を行うこと。 <p>なお、市町村教育委員会は、学校の教職員がクラブに協力する際には、3月5日付け「放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保に係る教職員の服務等について」（県教育委員会）を参考として、教職員の服務等について適切な運用を行うこと。</p>
<p>5 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校生活の再開に向け、学校における消毒剤やマスク等の配備について準備が必要。 ➤ 県立学校では、当面の対応として学校間で消毒剤やマスクの融通を行うとともに、今後に向けての備蓄や、国への要望を検討中。これを参考として、各教育委員会においても、対応や準備、検討を行うこと。なお、県立学校に対しては、小・中学校からの要請により対応可能であれば、消毒剤等を融通するよう依頼している。 ○ 業者等への休業補償やキャンセル料への対応など、臨時休業措置に伴い臨時の予算執行が必要。 ➤ 国からの補助等について具体的な方策は未定であるが、県教育委員会では、教育局や県立学校における臨時執行額について集約中。これを参考として、各教育委員会においても、首長部局と連携した準備や検討が考えられること。

学習及び学習評価について

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業により、指導計画・評価計画を変更する場合においても、学習及び学習評価の基本的な考え方は通常通りです。

次の基本的な考え方にに基づき、学習指導を行うとともに、信頼性・妥当性のある適切な学習評価を行うことが必要です。

基本的な考え方

次の事項について、全教職員で確実に認識を共有するとともに、児童・生徒や保護者に対しても分かりやすく説明し、理解を求めること。

1 出欠席について

- 今回の臨時休業は、「出席すべき授業日数」には含まない。

2 学習について

- 今回の臨時休業により、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはならない。
- 児童・生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮する。
- 臨時休業に伴い児童・生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校において、可能な限り、家庭学習を適切に課すなどの配慮をする。
- 臨時休業により取り扱うことができなかった学習内容については、次年度の授業の中で、補充的に取扱う。また、小学校を卒業する児童に対しては、小・中学校間で連携を取り、必要に応じて中学校で補充的に学習を行う。

3 学習評価について

- 学年末の評価・評定は、一年間を通じて行ってきた学習の成果や課題等を総合的に判断するものであり、今回についても、臨時休業に入る前までの学習状況を総合的に評価する。
- 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、児童・生徒の平素の成績を評価して行う。
- 児童・生徒の進級、進学等に不利益が生じないように配慮する。特に、中学校第2学年の評価・評定は、高等学校入学者選抜の資料として活用されることに留意する。
- 今学期の通知表は、各学校が時期や方法を明確にして、児童・生徒及び保護者に配付する。

【参考資料】

- 「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」（令和2年2月28日 文部科学事務次官）

臨時休業を行う場合における配慮

（教育課程に関すること）

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

- 「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&A」（文部科学省 令和2年3月4日時点）

問5 臨時休業を行うことで児童生徒の学習に遅れが生じることが予想されるが、文部科学省として児童生徒の学習保障のための施策を講じることが必要ではないか。

- 臨時休業に伴い児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校においては、可能な限り、家庭学習を適切に課すなど配慮いただきたいと考えていますが、文部科学省としては、各学校や教育委員会等における検討に資するよう、児童生徒の臨時休業期間における各教科等の家庭学習において考えられる工夫及び教材例について、令和2年2月28日付け初等中等教育局教育課程課事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業に伴う教育課程関係の参考情報について」でお知らせしているところです。
- なお、児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮いただくようお願いいたします。

問6 臨時休業に伴い、今年度中に実施できる授業時数が標準授業時数を下回ってしまうことが見込まれるが、どうすればよいか。

- 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合において、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされません。
- その場合には、
 - ・児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、臨時休業期間中において家庭学習を適切に課したり、臨時休業終了後には補充のための授業や補習を行ったりするなど配慮すること
 - ・児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮することなどに留意いただくようお願いいたします。

問7 実施した授業時数が標準授業時数を下回っていても、各学年の課程の修了や卒業を認定してもよいのか。

- 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合において、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされません。
- 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、児童生徒の平素の成績を評価して行うこととなっており、総合的に判断いただくものです。
- 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮いただくようお願いいたします。

問8 卒業を迎える学年の児童生徒に、3月末までに指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合においても、当該児童生徒の卒業を認定しても問題はないのか。

- 卒業の認定に当たっては、児童生徒の平素の成績を評価して行うこととなっています。
- 今般の臨時休業に伴い、卒業を迎える学年の児童生徒が授業を十分受けることができなかった場合であっても、児童生徒の卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進学等に不利益が生じないよう配慮いただくようお願いいたします。

問9 卒業を迎える学年の児童生徒に、3月末までに指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合、どのような対応が考えられるか。

- 今般の臨時休業に伴い、卒業を迎える学年の児童生徒が授業を十分受けることができなかった場合には、必要に応じ、進学先の学校に当該児童生徒の学習状況を共有いただくようお願いいたします。
- また、進学先の学校においては、共有された情報を踏まえて必要に応じて補充的な学習などの個に応じた指導を行う等の配慮が考えられます。
- なお、臨時休業期間における各教科等の家庭学習の工夫及び教材例については、令和2年2月28日付け初等中等教育局教育課程課事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業に伴う教育課程関係の参考情報について」別紙2を参照してください。

問10 卒業を迎える学年以外の児童生徒に、3月末までに指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合に、次学年の授業時数の中で、前学年の未指導分の授業を行うことは可能か。

- 今般の臨時休業に伴い、卒業を迎える学年以外の児童生徒が授業を十分受けることができなかった場合には、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要に応じて、次年度に補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行うことも考えられます。
- その場合において、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもなく、各学校において弾力的に対処いただくことが可能です。

問 1 1 臨時休業期間において、指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。

- 平成22年5月11日の通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」に示す通り、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の措置を行った場合には、授業日数には含まないものとして記録を行うようにしてください。

問 1 2 臨時休業期間において、子供の居場所確保のための取組として、自宅等で過ごすことが困難な児童等を学校において預かる場合、当該児童等の指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。

- 臨時休業期間において学校が児童等を預かる日は授業日でないため、指導要録上の「授業日数」に含まないものとして取り扱うようにしてください。
- なお、放課後児童クラブ・放課後等デイサービス等が学校から場の提供を受け活動を行った日についても、同様に、指導要録上の「授業日数」に含まないものとして取り扱うようにしてください。

問 1 3 臨時休業期間中に実施した家庭学習の内容を学年末の学習評価に反映してよいか。

- 学習評価を行うに当たっては、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握し、総合的に判断することが重要であり、臨時休業期間中の家庭学習の成果を適切に加味することは考えられます。

問 1 4 臨時休業に伴い実施することができなくなった学年末考査を、4月以降に実施することは可能か。可能な場合、その結果を令和元年度の指導要録における観点別学習状況の評価や評定に反映させてもよいか。

- 学年末考査などの定期考査の実施について法的な規定はなく、3月に実施する予定だった学年末考査を4月以降に実施しても差し支えありません。
- 3月に実施する予定だった学年末考査を4月以降に実施する場合、
 - ・学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる、とされていること
 - ・各学年の課程の修了を認めるに当たっては、児童生徒の平素の成績を評価して、これを定めなければならないこと
 - ・指導要録は、学年ごとに作成されるものとされていることを踏まえ、令和2年度の指導要録における観点別学習状況の評価や評定に反映させることとなります。

問 1 5 通知表については、渡すのが4月以降になってしまってもかまわないか。

- そもそも通知表は法令上の作成義務はなく、実態として各学校で作成しているものです。
- このため、通知表の作成・交付を今年度中に行う義務はなく、児童生徒や保護者等に渡すのが4月以降になって問題ありません。

問 16 卒業式を中止した場合に、教育課程上はどのように補えばよいか。

- 一般的に、卒業式は、学習指導要領の特別活動に定める「儀式的行事」の一環として実施されているものと承知しています。
- 学習指導要領上、この「儀式的行事」は、
 - ・ 学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること
 - ・ 小・中学校においては、いずれの学年においても実施することを求めています。その具体的な内容については定めておりません。
- このため、例えば、始業式や終業式等の他の儀式的行事を学習指導要領の趣旨に沿って既に行っている場合には、臨時休業等のやむを得ない事情により卒業式を行わなかったとしても、学習指導要領の定めには反するものではありません。

問 17 卒業式を中止した場合に、卒業証書の授与についてはどうすればよいか。

- 学校教育法施行規則の規定に基づき、各学校の校長は、全課程を修了したと認めた児童生徒には、卒業証書を授与することとされていますが、授与の具体的な方法については特段の定めはありません。
- 従って、各学校において、状況に応じ適宜対応いただきたいと考えております。卒業する児童生徒が登校する機会がない場合などには、郵送で卒業証書を授与するといった方法も考えられます。

令和2年3月■日

児童・生徒の皆さんへ

保護者の皆様へ

市(町村)立小(中)学校長

臨時休業中の学習や学習評価等に関するお知らせ

今回の臨時休業によって、学年末の授業ができなくなったことや学習評価について、ご心配もあることと思います。

学校では、文部科学省の関係通知等を踏まえ、次のような考え方で対応しますので、ご理解くださるようお願いいたします。

なお、この件について、ご質問等がありましたら、■■■までご連絡ください。

1 出欠席について

- 今回の臨時休業は、「出席すべき授業日数」には含まれません。そのため、この期間については、「出席」や「欠席」としての記録はありません。

2 学習について

- 今回の臨時休業で授業日数が減ることになりますが、法令上、問題はありませんので、児童・生徒の皆さんは、今年度の教育課程を修了することになります。

○ 臨時休業により授業の中で取り扱うことができなかった学習内容については、次年度の授業等で、補充的に取り扱っていきます。

○ 小学校を卒業する皆さんについては、4月以降、中学校の授業等で補充的に学習を行っていきます。

○ この、臨時休業中に家庭等で自学自習を進めるときには、裏面に記載した文部科学省や経済産業省、神奈川県教育委員会のウェブページも活用してください。

3 学習評価について

○ 学年末の評価・評定は、年間を通じて行ってきた学習の成果や課題等を総合的に判断して行います。今回についても、臨時休業に入る前までの学習状況を総合的に評価します。(【記載要検討】なお、臨時休業中の家庭学習の成果については、■■■とします。)

(【記載要検討】○ 3月に実施する予定だった学年末試験については、■■■とします。)

その結果は、令和2年度の学習評価に反映します。)

○ 今学期の通知表は、■■■(いつ)、■■■(どのように)お渡します。

【参考】

・文部科学省(令和2年3月5日)「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&A

れい わ ねん がつ にち じてん
(令和2年3月4日時点)

- もん ぶ か がくしやう しんがた かんれん かんせんしやうたいさく かん
・ 文部科学省のウェブページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する
たいおう
対応について」

- もん ぶ か がくしやう りん じ きゆうぎやう き かん がくしゆう し えん
・ 文部科学省のウェブページ「臨時休業期間における学習支援コンテンツポータ
ルサイト (子供の学び応援サイト)

- けいざいさんぎやうしやう まな と みらい きやうしつ
・ 経済産業省のウェブページ「#学びを止めない未来の教室」

- か な がわけんきやういく い いんかい か だいかいけつきやうざい
・ 神奈川県教育委員会のウェブページ「課題解決教材をやってみよう！」

(学校向け参考)

児童・生徒の心のケア、いじめや偏見等の防止について

これまでも、各学校では、長期休業明けは児童・生徒の気持ちが不安定になりやすい時期であるという認識のもと、丁寧な児童・生徒理解及び適切な支援・指導に取り組んでいただいているところです。今回の新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業では、児童・生徒に、いつも以上に大きな動揺が生じていることが考えられます。

各学校では、児童・生徒が休業後に安心して学校生活を再開できるよう、児童・生徒指導や教育相談の体制整備について改めて見直すとともに、次の点に留意し、児童・生徒の心のケア及びいじめや偏見の防止について、適切な支援・指導をお願いします。

1 児童・生徒の心のケアについて

【児童・生徒の心のケア等】

- 臨時休業中及び登校再開後も、児童・生徒及びその保護者との連絡を密にし、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等の問題等に関して、児童・生徒や保護者の相談に応じ、必要に応じてスクールカウンセラー等による支援を行うこと。
- 児童・生徒や保護者に、「24時間子供SOSダイヤル」(0120-0-78310)や「相談機関紹介カード 2019」に示された電話相談窓口を改めて周知すること。
- 臨時休業に伴い、状況が変化している家庭もあり得ることから、特に、要保護児童対策地域協議会において進行管理台帳に登録されている児童・生徒に関しては、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして、市町村の担当課や児童相談所などの関係機関等と緊密に連携し、必要な支援や対応を行うこと。

2 いじめや偏見の防止について

【考え方】

- 新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見は、決して許されないとすることについて、教職員、児童・生徒、保護者、地域の方等が改めて認識を共有すること。

【配慮が必要な児童・生徒を含む、すべての児童・生徒への継続的な見守り、支援・指導】

- 感染が拡大している国や地域から転入した児童・生徒に加え、次のような児童・生徒に対しても十分な配慮が行われるよう、見守りや支援・指導を行うこと。
 - ・本人または家族が、新型コロナウイルスに感染が認められた、あるいは疑いがあるとされた児童・生徒
 - ・本人または家族が「濃厚接触者」と判断された児童・生徒
 - ・風邪やアレルギー等の理由で、咳やくしゃみをしている児童・生徒 等
- 全ての児童・生徒に対し、相手の気持ちを考え、心無い言葉や態度、振る舞いをしないよう、継続した指導を行うこと。

【児童・生徒の様子のかめ細かい把握】

○ 児童・生徒の言葉や態度、振る舞いが、結果として相手を傷つけてしまうことは、「どの学校、どのクラス、どの児童・生徒」にも起こり得るため、次のような視点で、児童・生徒の様子をかめ細かく把握すること。

- ・いつもと違う友だちと登校する
- ・授業中、グループになると不安な様子を見せる
- ・休み時間、一人になれる場所を探している
- ・昼食時、食欲がない
- ・清掃時、人の嫌がる仕事ばかりしている
- ・部活動を辞めたいと言出す
- ・保健室によく行くようになる
- ・物がよくなる 等

参考：「いじめのサイン発見シート」（文部科学省）

「子どもの安全を守る6つの点検」（神奈川県教育委員会）

- 児童・生徒が発信する微細なサインを教職員が見逃さず、違和感のある場合や、児童・生徒が悩みを話したり相談したりしてきた際には、過小評価せず、丁寧に話を聞き、その気持ちを理解しようとする事。
- 児童・生徒のサインや悩みを受け止めた教職員が、一人でその問題を抱え込まず、組織的な対応を適切に行うこと。

【いじめ等の疑いが見られた場合の対応】

- 学校及び教育委員会は、「いじめ防止対策推進法」や「いじめ防止基本方針」に則り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応について、適切な対応を行うこと。
- いじめ等の疑いが見られた場合、まず、児童・生徒の不安、保護者の思いに寄り添い、受け止めること。
- いじめ等の疑いを把握した教職員が、一人で抱え込むといった状況とならぬよう、学年・学校の問題として捉え、「学校いじめ対策組織」で情報共有し、その指導方針に基づき、組織的・計画的な支援・指導を迅速に行うこと。
- 認知したいじめ等について、学校は、その設置者である市町村教育委員会に、報告すること。

(児童・生徒、保護者向け参考)

令和2年3月●日

児童・生徒の皆さんへ

保護者の皆様へ

●●市(町村)立●●小(中)学校長

児童・生徒の心のケア、いじめや偏見等の防止について

新型コロナウイルス感染症や、その感染対策のための臨時休業の影響で、普段以上に、学習のこと、部活動のこと、友だちのこと、家族のことなど、いろいろな不安を感じている人もいます。

【心のケアについて】

- そのようなときは、一人で悩みを抱え込まずに、担任、部活動の顧問、養護の先生や、スクールカウンセラー、家族など、信頼できる大人に相談してください。
「24時間子どもSOSダイヤル」(0120-0-78310)など、「相談機関紹介カード2019」に記載された窓口で、電話で相談することもできます。
- また、友だちから相談を受けて、自分ひとりでは支えきれないと感じる場合もあります。そのときも、信頼できる大人に相談してください。
- 先生方をはじめ、周りの大人は、あなたたちの支えになりたいと心から思っています。
辛いとき、不安なとき、困ったとき、一人で苦しまずに、是非、私たちに皆さんの声を聞かせてください。

【裏面に続きます】

【いじめや偏見の防止について】

- 新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見は、決して許されることではありません。
- 感染が拡大している国や地域から転入した方や、本人やご家族に感染が認められたり、「濃厚接触者」と判断されたり、または、風邪やアレルギー等の理由で、咳やくしゃみをしている方に対して、相手の気持ちを考えずに、心無い言葉や態度、振る舞いをすることは、その人をととても傷つけることとなります。
- 皆さん自身が、そのような言葉や態度、振る舞いをしないことはもちろんですが、そのような場面を見たり聞いたりした場合、皆さんなりの言葉をかけてください。
言葉をかけることが難しい場合などは、信頼できる大人に相談してください。
- 新型コロナウイルス感染症により、体だけでなく、心まで傷つけることを、絶対にしない、させない、許さないために、私たち一人ひとりが、相手の気持ちを考えて行動することが大切です。これからも、一緒に考えていきましょう。

臨時休業（と春休み）が終わると、日常の学校生活が再開します。

皆さんには、進級（進学）にともない、心も新たに、学校生活に精一杯取り組んでいっ

てほしいと、私たちは心から願っています。